

4月から障害者総合支援法がスタートします

障害者自立支援法の一部改正として、障害者総合支援法が平成25年4月から施行されます。改正の内容は、障害者の範囲に難病等が加わる、重度訪問介護の対象が重度の肢体不自由者に加え、重度の知的障害者および精神障害者に拡大されるなどです。

難病等の方々が障害福祉サービス等の対象となります

4月に施行される障害者総合支援法では、障害者の範囲に難病等の方々が加わります。

対象となる方は、身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等（※）の受給が可能となります。

（※）障害児・者については、障害福祉サービス、相談支援、補装具及び地域生活支援事業。障害児については、障害児通所支援及び障害児入所支援。

対象者

難治性疾患克服研究事業（臨床調査研究分野）対象疾患及び関節リウマチの疾患がある方。埼玉県の特定期疾患に該当されていても障害福祉サービスの対象にならない疾患もありますので、ご注意ください。

（※）詳細はお問合せください。

手続き

対象疾患にかかっていることがわかる証明書（診断書又は特定疾患医療受給者証）を持参の上、健康いきいき課社会福祉担当窓口へ申請してください。

その後、障害程度区分の認定や支給認定等の手続きを経て、必要と認められたサービスを利用できるようになります。

問合せ 健康いきいき課 社会福祉担当 ☎62-0716

重度心身障害者福祉タクシー利用券について

心身に重度の障害のある方に、平成25年度タクシー利用券（36枚綴）を交付しますので、ご希望の方は申請してください。

また、タクシーには障害者割引制度があります。身体障害者手帳及び療育手帳を乗務員に提示すると、料金が1割引になります。タクシー券との併用も可能です。

平成24年度の利用券（緑色）の有効期限は3月31日までです。利用していない券はご返却ください。

対象 身体障害者手帳1～3級又は療育手帳A～B該当者

持参するもの 手帳・印鑑

受付 4月1日（月）から ※土日祝日は除く

窓口及び問合せ 健康いきいき課 社会福祉担当 ☎62-0716



多くの方が利用しやすいように事業内容を一部見直し、 高齢者外出支援タクシー助成事業を引き続き実施します。

平成23年度から試行している高齢者外出支援タクシー助成事業は、今年度、より助成券を利用しやすいように内容を一部改め、引き続き実施します。

下記により高齢者外出支援タクシー助成券を交付しますので、ご希望のかたは申請してください。

なお、平成24年度の利用券（だいたい色）の有効期限は平成25年3月31日です。利用していない券は返却してください。

対象者 運転免許証を所有しない75歳以上のかた。ただし、次のかたを除きます。

- ・入院中のかた
- ・介護保険による施設サービスや認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等のサービスを受けているかた
- ・重度心身障害者福祉タクシーの支給対象者

内容 タクシーの初乗り運賃相当額の助成券を交付します。

- ・助成券の交付枚数は、1ヵ月あたり3枚、年度末までの分を一括交付します。
- ・助成券の有効期限は、平成26年3月31日です。

・利用できるタクシー会社は、

★イグチ交通株式会社

★いろは交通株式会社

★観光タクシー有限会社 の3社です。

・変更点……①原則は1回の乗車で1枚の利用ですが、迎車利用の乗車時の料金が初乗り運賃（710円）を超えている場合に限り、1回の乗車で2枚の利用を可能とします。

②助成券利用者が乗りあわせで利用する場合は、それぞれ1枚の利用を可能とします。

申請受付 ・長寿生きがい課、ふれあい交流センター
平成25年4月1日（月）から受け付けます（※土、日、祝日は除く。）。ただし、4月6日（土）は8時30分から12時まで受け付けを行います。

申請手続き 本人申請又は代理人申請（委任状及び代理人の運転免許証、保険証など本人確認のための書類が必要。）要印鑑。

問合せ 長寿生きがい課 長寿生きがい担当 ☎62-0718